

令和5年度中央競馬馬主社会福祉財団助成事業 申請要領 【 福島馬主協会推薦 】

令和5年度（令和6年3月31日まで）に実施・完了する事業について、下記により申請を受け付けます。

なお、今年度の助成事業の募集にあたり、中央競馬馬主社会福祉財団ではホームページにて「令和5年助成事業」及び各種様式等を公開しておりますので、申請を希望される場合は、同財団のホームページをよくお読みいただき、必要書類を提出されますようお願いいたします。

1. 助成の対象団体

次の（１）～（３）の法人が運営する社会福祉施設等を助成対象とします。

ただし、※注２に該当する場合は助成の対象外とします。

- （１）社会福祉法人
- （２）社会福祉事業を行っている公益財団法人、公益社団法人等
- （３）社会福祉事業を行っている特定非営利活動（NPO）法人（※注１）

※注１：特定非営利活動（NPO）法人からの申請について

特定非営利活動（NPO）法人については、社会福祉法第２条に定める社会福祉事業を行う施設とし、基本的には社会福祉法人等と同様の取扱いとしますが、助成の対象とするか否かは、当該施設が行っている社会福祉事業、施設の種類及び助成事業の内容等により決定します。

なお、申請にあたっては、所在地の社会福祉協議会の推薦状（※ひな形は中央競馬馬主社会福祉財団のホームページよりダウンロード可）の添付を条件とします。

※注２：助成対象外となる法人・施設等について

- ① 令和４年度に中央競馬馬主社会福祉財団の助成を受けた法人
- ② 同一法人内の複数施設（※１法人１施設の申請とします）
- ③ 病院等医療機関及び「看護」事業を行う施設
- ④ 社会福祉協議会
- ⑤ 老人保健施設
- ⑥ 有料老人ホーム等営利を目的とする施設
- ⑦ 一般社団法人及び一般財団法人

2. 本県の助成枠

総額 2, 8 2 3 万円

3. 助成対象事業及び助成額

以下の事業を対象とし、助成額は上限 2 0 0 万円、助成率は総事業費の 7 5 % 以内とします。

- (1) 車両の購入（中古車を除く） ※注 6 参照
- (2) 備品等の購入
- (3) 施設の設置、増改築又は各種修繕工事
- (4) その他中央競馬馬主社会福祉財団が特に必要と認めたもの。

※ ただし、助成額の上限は減額になることもありますので、ご承知おき願います。

4. 申請方法

中央競馬馬主社会福祉財団のホームページにて、「令和 5 年助成事業」及び各種様式等が公開されておりますので、内容をよくお読みいただき申請くださいますようお願いいたします。

なお、特定非営利活動（NPO）法人が運営する施設の場合は、注 1 のとおり「社会福祉協議会の推薦状」が必要となりますので、当該施設より直接所在地の社会福祉協議会へ依頼してください。

※注 4：中央競馬馬主社会福祉財団ホームページ

アドレス：<http://www.jra-umanushi-hukushi.or.jp/>

◆令和 5 年度の助成事業内容等の確認方法

中央競馬馬主社会福祉財団ホームページを開く



「令和 5 年助成事業」をクリック



「1.令和 5 年助成事業」、「2.助成事業の実績」及び「3.助成事業の申請」などをよくお読みください。

※注 5：申請書類の作成について

中央競馬馬主社会福祉財団では、申請書類の綴り方等（例：インデックスを付ける、ひも等で綴じるなど）を細かく指定しております。

提出書類に不備があると受付けることができませんので、同財団のホームページで必要書類及び申請書類の綴り方等をよく確認のうえ、申請されますようお願いいたします。

※注6：車両への助成団体名等の記載について

中央競馬馬主社会福祉財団のホームページで公開されている「令和5年度助成事業申請マニュアル」では、車両購入の場合は見積書に必ず看板代（中央競馬馬主社会福祉財団及び馬主協会名、ロゴマーク、貴法人名・施設名等の文字入れ代）を計上することとされており、本県の場合は、次のように連名で車体に文字入れするようになりますので、必ずこの費用も見積書に含めてください。

なお、車両へのプリント例及びロゴマークのデータが同財団のホームページで公開されておりますのでご参照ください。

◆ 次のように、助成団体名を車両の両側面と後部に文字入れします。文字の大きさは出来るだけ大きく、字体、色などは見やすいものとしてください。

なお、車両の両側面に、貴法人名・施設名も文字入れしますので、その費用も忘れずに見積書に含めてください。



(公財) 中央競馬馬主社会福祉財団 助成

(一社) 福島馬主協会 助成

5. 申請書類の提出部数及び提出先

申請書類を3部（※内訳：正本2部、写し1部）作成し、福島県共同募金会宛て提出してください。

※注7：申請書類の提出に係る留意事項

申請書類は福島県共同募金会を経由して、「福島馬主協会」及び「中央競馬馬主社会福祉財団」へ提出されます。申請を希望される場合は申請書類を3部作成し、福島県共同募金会宛て3部提出してください。

6. 受付期間

令和5年4月3日（月）～令和5年6月6日（火）消印有効

7. 今後の予定

- ◆ 令和5年7月中旬・・・福島馬主協会推薦審査委員会の開催
- ◆ 令和5年7月下旬・・・福島馬主協会から中央競馬馬主社会福祉財団へ申請書を進達
- ◆ 令和5年9月以降・・・中央競馬馬主社会福祉財団において審査・助成金交付の決定
福島馬主協会において贈呈式開催

※ 審査の結果、助成が認められない場合や助成金が減額となる場合がありますことを予めご承知おき願います。

8. その他

申請内容に関して何かご不明の点などがありましたら、福島県共同募金会へお問い合わせください。

一般社団法人 福島馬主協会

【申請書類の提出先・問い合わせ先】

社会福祉法人福島県共同募金会

〒960-8141 福島市渡利字七社宮 111 番地

(福島県総合社会福祉センター内)

TEL : 024-522-0822 FAX : 024-528-1234

E-Mail : akaihane@axel.ocn.ne.jp

ホームページ : <https://www.akaihane-fukushima.or.jp/>